

平成 31 年 2 月 22 日

再生処理事業者 各位

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

**平成 31 年度における消費税対応について**

消費税（地方消費税含む）に関しましては、平成 26 年 4 月から税率が 8% に引き上げられておりますが、平成 31 年度において、10 月以降 10% に引き上げられることが決まっています。

平成 31 年 10 月から消費税率が 10% に引き上げられますと、10 月分以降の販売実績（PET ボトルでは、平成 31 年度よりフレーク製造実績）に基づくお支払（有償の場合はご請求）にもその税率が適用されますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

**<平成 31 年度におけるお支払（有償の場合はご請求）に適用される消費税率について>**

再生処理事業者の皆様へのお支払（有償の場合はご請求）は、毎月の販売実績（PET ボトルでは、平成 31 年度よりフレーク製造実績。以下同様）に基づき行われており、例えば 5 月分の販売実績については 6 月 5 日までにご報告いただき、6 月の月末までにお支払（有償の場合はご請求）というスケジュールになっております。平成 31 年 10 月から消費税率が 10% に引き上げられますと、4 月～9 月までの販売実績と 10 月～翌年 3 月までの販売実績で適用される消費税率が下記の通り異なることとなりますので、ご注意ください。

期 間	報告時期	支払（請求）時期	適用消費税率
平成 31 年 4 月～9 月までの販売実績分	原則翌月の 5 日	報告月の月末	8 %
平成 31 年 10 月～翌年 3 月までの販売実績分	原則翌月の 5 日	報告月の月末	10 %

※PET ボトルでは、平成 31 年度よりフレーク製造実績に基づく支払・請求となります。

○本件お問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 総務部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 2 階

TEL：03-5532-8662、8633

以上